

## 令和8年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月7日(火) 午後3時00分～午後4時10分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	6番 山口正則
7番 白津知範	8番 石川利恵	9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹	11番 宮崎太享	13番 袈裟丸一彦
14番 河上和則	15番 宮崎隆広	16番 能隅良子
17番 吉田 哲	18番 堤 正廣	19番 阿部 太
4. 欠席委員

12番 山添 明
----------
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第14号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第15号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第16号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第17号  
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中田 賢治
農地係長	富田 浩之
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	墨川 理恵
農地係職員	上田 陽士
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	並木 菜月

## 7. 審議の内容

事務局長	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席となっております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長の挨拶)</p>
山崎正廣会長 (議長)	<p>それではただいまより令和8年第4唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に18番堤正廣委員、議席番号19番阿部太委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。</p>
事務局長	<p>それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について4件、議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第17号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(賃借権等)について1件、計13件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。</p> <p>また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。</p>

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第14号から第17号までの4議案13件でございます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田8筆、面積は合計で3,165平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、野菜等の直売所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されております。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物、道路、水路占用申請、地域権者の同意、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.9メートルの盛土を施し、進入路を整備し、ほかは整地程度で南側道路より出入口とする計画となっております。

ります。排水について、雨水は自然地下浸透および越流水は敷地中央の既存水路へ放流させ、汚水については仮設トイレで汲取り対応での計画となっております。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。3日に中部調査会で現地確認を行いました。隣は先月案件が出されました鶏糞堆肥二次発酵乾燥施設予定地です。現場はハウスなどの施設などがありますが、何も問題ないだろうと調査会ではなりましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。資料図のほうの2ページに字図がありますが、これを見ると中央に水と書いてあるので、水田用の水路ではないかというふうに想定をいたしました。そこをまたぐように今回の土地利用が右側の3ページのほうについております。水路を塞いでしまうと周りの水田に迷惑がかかるのではないかというふうに想像したものでございますので、どのようにされるのか、もう塞いでしまわれる

予定なのか、そこらへんを教えていただければというのが1点目でございます。

2点目ですけれども、今回目的が野菜等直売所という表記になってございます。どのような農産物を生産、販売されることになっているのかお教えいただければ幸いです。

以上2点でございます。

議長 事務局のほうから説明をお願いします。

農地係長 はい。お答えします。

まず1点目のご質疑ですけれども、この水路につきましては、ボックスカルバートですね、ふたつきとなって、コンクリートで覆われたような構造物を設置することで対応すると伺っております。

2点目のご質疑ですけれども、一応申請者に聞き取り、事業計画にも記載はしてありますけれども、地元で生産された野菜等、それとバナナということでお聞きしております。

以上でございます。

議長 古賀委員これでよろしいですか。ほかに皆様のほうからご意見ございませんか。

事務局長 すみません。事務局から補足させていただきます。北側のほうに〇〇〇さんでハウスの施設を借りられております。そこで野菜を作付けするということは聞いておまして、ハウスの中を片づけされてあるみたいな状況でございますので、まだ中の野菜の種類までは聞いてはいませんが、そんな状態

で準備はされていることはお伝えしておきます。

議長 はい。古賀委員。

古賀由紹委員 たびたびすみません。1点だけ確認をさせてください。今回は農振農用地が対象になってございます。用途区分の変更とかたちでもう既にその法手続きは進んでいるものというふうな部分は理解をいたしております。そういうことで一度相談したことがあるのですが、農振法の手続きがなされてしまったら、もう後に下がれないということがあるというふうに思います。既に知事まで同意をなさって市長がこのような計画を立てられてあるというふうに理解をしております。そういう中で以前相談したのは、農振法の手続きが始まるときに我々に情報提供をお願いできないでしょうかということをお話を相談したことがございます。その後どのような検討がなされたのか私どもにはわかりかねます。もし検討方向等ございましたらお教えいただければ幸いです。以上でございます。

事務局長 はい。お答えします。ここの案件は、半年前ぐらいに申請がありまして、そのときから順次、農振の担当と話をしながら進めてはいました。ただですね、そのときに農業委員会に情報がきていたらよかったですのですが、全部が全部きていませんでした。農林事務所からいろいろ指摘がありましたがそこを通過しておりますので、それを逆戻しというのはなかなかできない状況ではあります。すみません。同じ転用の部局で審査をしておりますので、今回上がってきたときにノーとは言

えない状況かなと思っております。

このバナナはですね、この〇〇〇さんの会社の近くで試験的に栽培をされているみたいですので、全く実現性がないということはないと思いますので、今回は受けた次第でございます。大丈夫でしょうか。

すみません。今後は農振が出た段階で情報を流すことは徹底したいと思います。今回はすみません。その辺の情報が流れてなくて申し訳なかったです。今後は改善させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 はい。それではほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、965平方メートルです。現況は、雑種地、駐車場、資材置場となっております。目的は、駐車場および資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等

の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用について転用許可が必要なことを知らずに平成10年頃から自営の建設会社の駐車場および資材置場用地として利用されており、このことについての始末書が添付されております。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みであり、今後も同様に利用され、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および北東側道路の既存道路側溝に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 はい。巖木の曲淵です。2日の日に現地確認を行いました。当地は住宅、それから農地が混在する山村集落でございます。

転用されてもう既に二十数年を過ぎておりまして、地域への影響等はないというような判断をしております。審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。

次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 3 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 5 筆、面積は合計で 3 9 4 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、〇〇の互助会からの貸与証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する

計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物、道路に係る市有財産譲渡申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.73メートルの盛土および1.08メートルの切土による整地を行い、東側にはL型擁壁およびコンクリートブロックを新設し、北側には土羽と石積みで土留めを行い、南側道路より出入口とする計画となっております。排水について、雨水は自然地下浸透し、越流分は周囲に新設のU字側溝を介して南側の既存水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者からは条件付同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、条件につきましては、転用履行に際しまして条件内での履行についての確約書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員

はい。肥前の2番の中山です。4月の2日の日に現地確認を西部調査会で行っておりますけど、これが〇〇の駐車場を作ってもらうようになっております。それで8ページを見ていただくと、ここ20年ほど前までは住んでおられたんです

けど、これは宅地になっております。それでもう20年ほど住んでないということで、家もちょっと古くなった感じでありました。それとその右側が畑にはなっていますが、ちょっと言うならもう山になっている感じでありますので、そこを駐車場にするということにしております。それと今までが、その右側の雑種地だけが駐車場だったもので、ちょっと狭い、何かをすると〇〇の駐車場が狭いということで、これを計画されております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は579平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一時転用による事務所および駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の

位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。賃貸借期間は、令和10年4月までの2年間となっており、農地復元確約書が添付されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透させ、汚水は仮設トイレで処理対応する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

13番袈裟丸です。この土地は前回の〇〇〇〇関連のものです。今度新しく新設というようになりました。ここはトイレとか駐車場とか事務所等を作るような計画になっております。周りを見ましても、別に問題ないだろうということです。

皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、議案第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案集の 3 ページ、整理番号 1 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 96 平方メートルです。現況は、宅地の一部となっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 13 ページから 15 ページをご覧ください。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに昭和 55 年頃から宅地の駐車場に利用されており、そのことについての顛末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、に関する確

認を行っております。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで、現状のまま利用、管理される計画となっております。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されております。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 14番河上です。3月の29日に現地調査をいたしました。14ページ、15ページの配置図、字図を見てもらいますと、この申請地の周りにはもう耕作放棄地の状態で、しかも申請のあった場所にはもう既に道路の一部、宅地の入口の一部として利用されておりますので、問題ないだろうということで結論づけたところであります。皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。

次に議案集4ページ、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集5ページ、整理番号7番を議題とします。この7件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が7件となっております。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから7ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開時間を15時55分とします。

~~~~~○~~~~~

15時42分 休憩

15時55分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは引き続き会議を再開したいと思います。議案集6ページ、議案第17号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（貸借権等）について筆番号1番から議案集13ページ、筆番号115番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明いたします。筆番号1番から115番まで貸借権および使用貸借に基づく案件でございますけれども、ここで筆番号87番と88番につきましては、申請後に取り下げられたと公社から連絡がありましたので、今回の審議から外させていただきます。87番、原の案件でございます。87、88削除をお願いいたします。よって筆数は113筆となります。

契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。受け手の情報は、お手元の調査書1ペ

ーページから23ページまでご覧ください。補足の説明といたしまして、お手元の調査書5ページをお開きください。浜玉町横田上の案件ですけれども、こちらのほうが経営面積がゼロで認定情報等もございません。申請者につきましては元〇〇〇〇とのことです。父親のほうも農業をされてありますけれども、別経営されるということでございますので、今回は経営面積に含めておりません。

また17ページ、こちら小城市の法人となっております。こちら、もともと土木が中心の会社ということでございます。太良町のほうでミカンを作られておりまして、今回は厳木でお米をされたいということです。農地所有適格法人には該当いたしませんので、解除条件が付くかたちでの契約となります。解除条件付といいますのは、農地が適切に利用されていない場合は、所有者に農地を返すという特約が付いている契約の形態となります。

以上すべての案件につきまして農地中間管理事業法第18条第5項各号の判断要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。古賀委員。

古賀由紹委員

たびたびすみません。古賀でございます。調査書の17ページを見ていただきたいのですが、ナンバーが42から51の分でございます。この分は3,000平米ほどで米を生産

しますという内容のことを記載いただいているものでございます。私のほうの理解では、米を作るためには、トラクター、田植え機、コンバインが必須になると思います。それだけ揃えるためには〇〇ではとても採算合わないというふうに理解しております。ただ、そういう中で今回の分については、農業公社のほうが十分やっていけるというふうに判断なさってこの議案を出されたというふうに理解をいたします。そういうことで我々はそこまで踏み込む必要はないというふうに理解していいのかどうかを確認させてください。以上でございます。

議長 はい。事務局のほうから説明をお願いします。

振興係長 はい。公社のほうから頂戴しております資料によりますと、所有している農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラックということで報告があります。また役員のうち200日ほど農業に従事するという計画ということで出されておりました、公社のほうにおける審査会のほうを通ってきているものと我々は認識しております。以上でございます。

議長 はい。よろしいですね。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集13ページ、筆番号116番および117番を議題とします。この案件につきましては、議席番号7番白津知範委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって白津委員の退席を求めます。

**【白津委員退席】**

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。筆番号116番および117番、賃借権の案件です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。受け手の情報は、お手元の調査書14ページをご覧ください。この案件につきまして農地中間管理事業法第18条第5項の各号の判断要件を満たしていると思われま

以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで白津委員の入室を許可します。

**【白津委員入室】**

白津委員にお知らせいたします。筆番号116番および117番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせいたします。

それでは以上をもちまして議案第14号4件、議案第15号1件、議案第16号7件、議案第17号1件、計4議案13件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。委員の皆様には長時間のご審議をいただき、ありがとうございました。